

第 34 号 議 案

令和 7 年 9 月 4 日
任 用 給 与 課

東京都規則等の一部改正の承認について（勤務時間関係）

標記の件について、申請のとおり承認する。

記

I 東京都規則等の一部改正（別添）

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 9 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

国家公務員における介護時間等の改正を踏まえ、都における介護時間等の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
介護休暇 第 27 条 第 2 項	【介護休暇の拡充】 ※介護休暇：介護のため、引き続き 6 月の期間内において必要と認められる期間、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。日、時間を単位とし、180日を限度に 2 回まで更新可能。 ○介護休暇と年次有給休暇、部分休業等との併用を可能とする。（現行は併用不可） （現行） 年休等と介護休暇の併用により、その日全て勤務しない場合、当該介護休暇を <u>取得できない。</u> ↓ （改正後） 年休等と介護休暇の併用により、その日全て勤務しない場合、当該介護休暇を <u>取得できる。</u>
介護時間 第 27 条の 2 第 2 項	【介護時間の拡充】 ※介護時間：介護のため、1 日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合に承認する休暇。取得の初日から 3 年以内で取得可能。 ○現行の 1 日当たり 2 時間の範囲内で取得することができる形態について、勤務の始めと終わり限定されずに取得できるようにする。 ※育児にかかる部分休業等の改正と同様 （現行） <u>勤務時間の始めと終わりにおいて、</u> 1 日当たり 2 時間の範囲内で、30分を単位として取得可 ↓ （改正） 1 日当たり 2 時間の範囲内で、30分を単位として取得可（ <u>勤務の始めと終わりに限定されず</u> ）
施 行 期 日 附則第 1 項	令和 7 年10月 1 日
経 過 措 置 附則第 2 項	○改正後の介護時間に係る請求は、公布の日より行うことができる。

2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「1」と同様の改正を行う。

3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
介護休暇 第26条 第2項	【勤務時間規則の改正に伴う文言整備】 ○準用元の「1」の規則改正に伴う文言整備 (現行) 「 <u>同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」</u> 」 ↓ (改正) <u>上記現行規定を削除</u> ※会計年度任用職員については、「1」の規則改正により、介護休暇及び介護時間の見直しが適用されるため、個別の改正は不要。
施行期日 附則第1項	令和7年10月1日
経過措置 附則第2項	○改正後の介護休暇に係る請求は、公布の日より行うことができる。

4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

9 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

4から10について、「3」と同様の改正を行う。

7 総 人 職 第 445 号
令 和 7 年 9 月 1 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第17条及び第17条の2に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都規則第55号）

2 改正の理由

介護時間の取得パターンや介護休暇の利用方法の取扱い等の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 教 人 勤 第 209 号
令 和 7 年 9 月 1 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第18条及び第18条の2に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都教育委員会規則第5号）

2 改正の理由

介護時間の取得パターンや介護休暇の利用方法の取扱い等の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 総 人 職 第 446 号
令和 7 年 9 月 1 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 17 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 4 号）

2 改正の理由

介護休暇の利用方法の取扱い見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 教総総第 1174 号
令和 7 年 9 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第 8 号）

2 改正の理由

介護休暇の利用方法の取扱い見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 教 人 職 第 1 1 7 3 号
令 和 7 年 9 月 1 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 20 条の 2 の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第 9 号）

2 改正の理由

介護休暇の利用方法の取扱い見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 議 総 第 5 0 4 号
令和 7 年 9 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
増 子 博 樹
(公 印 省 略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇
等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 1 5 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 2 7 年東京
都議会議長訓令第 5 号）

2 改正の理由

介護休暇の利用方法の取扱い見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

監．総．企．管第4842号
令和7年8月19日

東京都人事委員会 殿

警視総監 迫 田 裕 治
(公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第17条の3に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）

2 改正の理由

介護休暇の利用方法の取扱い見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 人 職 第 7 3 0 号
令 和 7 年 9 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 市川 博三
(公 印 省 略)

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に
ついて（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月23日
東京消防庁訓令第16号）

2 改正の理由

介護休暇の見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添えのとおり

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 2 7 年 3 月東京消防庁訓令第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 日

東京消防庁
消防総監 市川 博三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（介護休暇） 第 2 5 条 〔略〕 2 介護休暇については、規則第 2 7 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「6 月」とあるのは「93 日」と、「通算 180 日」とあるのは「通算 93 日」と、<u>同条第 4 項</u>、第 5 項及び第 7 項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、規則別記第 4 号様式中「引き続き 6 月」とあるのは「引き続き 93 日」と読み替えるものとする。	（介護休暇） 第 2 5 条 〔同左〕 2 介護休暇については、規則第 2 7 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「6 月」とあるのは「93 日」と、「通算 180 日」とあるのは「通算 93 日」と、<u>同条第 2 項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と</u>、同条第 4 項、第 5 項及び第 7 項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、規則別記第 4 号様式中「引き続き 6 月」とあるのは「引き続き 93 日」と読み替えるものとする。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- この訓令は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 2 5 条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

7 教人勤第 2 0 6 号

令和 7 年 9 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、常勤職員の休暇制度の改正等に伴い、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第5条等の規定に基づき承認方申請します。

7 教人勤第 2 0 7 号

令和 7 年 9 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、常勤職員の休暇制度の改正等に伴い、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第5条等の規定に基づき承認方申請します。

名称	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条第1項及び第14条	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条第1項及び第14条	承認申請

規 則 等 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（17頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（21頁）
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（26頁）
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（27頁）
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（29頁）
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（31頁）
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（32頁）
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（33頁）
- 9 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（34頁）
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（36頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書を削る。

第二十七条の二第二項中「の始め又は終わり」を削る。

別記第六号様式を次のように改める。

【写真原稿①】

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十七条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十七条の二（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第二十八条において準用する場合を含む。）に規定する介護時間の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関

する条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

介護時間承認申請書

(任命権者)		提出年月日		年	月	日
殿		所 属				
		氏 名				
次のとおり介護時間の承認を申請します。						
1 被介護者に関する事項	氏 名					
	続 柄 等					
	年 齢	年 月 日生				
2 被介護者の状態及び具体的な介護の内容						
3 申請期間及び時間	期 間			時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 時 分から 分まで	時 時 分から 分まで		
			時 時 分から 分まで	時 時 分から 分まで		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 時 分から 分まで	時 時 分から 分まで		
			時 時 分から 分まで	時 時 分から 分まで		
	4 介護時間中の育児時間					
時 分から 時 分まで						
5 備 考						

（注） 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第21条に規定する育児時間又は同規則第27条の3第2項に規定する子育て部分休暇を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する□には、レ印を記入すること。

(裏)

(裏)

申請 月 日	変更又は取消しを行った日・時間				時間数	承認権者
	区 分	月 日	時 間			
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から	時 分 から	時間 分	
			時 分 まで	時 分 まで		

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項ただし書を削る。

第二十八条の二第二項中「の始め又は終わり」を削る。

別記第六号様式を次のように改める。

【写真原稿①】

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十八条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十八条の二（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）第十九条第二項、都立学校等に勤務する日勤講師に関する

る規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十二條の二第二項及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第二十八條において準用する場合を含む。）に規定する介護時間の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3

この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

介護時間承認申請書

(任命権者)		提出年月日		年	月	日
.....殿		所 属				
		氏 名				
次のとおり介護時間の承認を申請します。						
1 被介護者に 関する事項	氏 名					
	続 柄 等					
	年 齢	年 月 日生				
2 被介護者の状 態及び具体的 な介護の内容						
3 申請期間 及び時間	期 間			時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分 から	時 分 から		
			時 分 まで	時 分 まで		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分 から	時 分 から		
			時 分 まで	時 分 まで		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分 から	時 分 から		
時 分 まで			時 分 まで			
4 介護時間中 の育児時間	時 分 から 時 分 まで					
5 備 考						

(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間又は同規則第28条の3第2項に規定する子育て部分休暇を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する□には、レ印を記入すること。

(裏)

(裏)

申請 月 日	変更又は取消しを行った日・時間				時間数	承認権者
	区 分	月 日	時 間			
	変 更 取 消 し		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
			時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
			時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
			時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
			時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
			時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
			時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
			時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
			時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで		
	変 更 取 消 し		時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
			時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで		

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号
）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員
について定められた勤務時間」と」を削る。

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下
「改正後の規則」という。）第二十六条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規則
の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

・ 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年
東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員
について定められた勤務時間」と」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十六条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」とを削る。

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十六条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

●東京都議会議員長訓令第 号

東京都議会議員会 局

東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議員長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十二日

東京都議会議員長 増 子 博 樹

第二十五条第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」とを削る。

附 則

1 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十五条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規程の規定の例により、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 8 月 日

警視総監 迫 田 裕 治

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程
(平成 27 年 3 月 3 0 日訓令第 17 号) の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「、同条第 2 項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と」を削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月23日東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。
令和7年9月 日

東京消防庁
消防総監 市川 博三

次の表により、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(介護休暇) 第25条 [略] 2 介護休暇については、規則第27条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは「通算93日」と、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、規則別記第4号様式中「引き続き6月」とあるのは「引き続き93日」と読み替えるものとする。	(介護休暇) 第25条 [同左] 2 介護休暇については、規則第27条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは「通算93日」と、 <u>同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と</u> 、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、規則別記第4号様式中「引き続き6月」とあるのは「引き続き93日」と読み替えるものとする。
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線は注記である。	

附 則

- この訓令は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年9月10日から施行する。
- この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第25条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と」を削る。

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十八条の三に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第

号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「、同條第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と」を削る。

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十二條に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

規 則 等 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（39頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（42頁）
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（45頁）
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（46頁）
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（47頁）
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（48頁）
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（49頁）
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（50頁）
- 9 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（51頁）
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（52頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）新旧対照表（抄）	
改正案	現行
第一条から第二十六条まで（現行のとおり） （介護休暇） 第二十七条（現行のとおり） 2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。	第一条から第二十六条まで（略） （介護休暇） 第二十七条（略） 2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。
3 から7まで（現行のとおり） （介護時間） 第二十七条の二（現行のとおり） 2 介護時間の承認は、正規の勤務時間において、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。 3 から7まで（現行のとおり） 第二十七条の三から第三十条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり） 別記 第一号様式から第五号様式まで（現行のとおり） 第六号様式（第二十七条の二関係）（表）	3 から7まで（略） （介護時間） 第二十七条の二（略） 2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。 3 から7まで（略） 第二十七条の三から第三十条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略） 別記 第一号様式から第五号様式まで（略） 第六号様式（第二十七条の二関係）（表）

(裏)

第6号様式（第27条の2関係）（表）

(表)

(表)

介護時間承認申請書

(任命権者)		提出年月日 年 月 日			
姓		所 属			
		氏 名			

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1. 被介護者に関する事項	氏 名				
	姓 柄 等				
	年 齢	年 月 日 生			

2. 被介護者の状態及び具体的な介護の内容	期 間		時 間			
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から	時 分から		
			時 分まで	時 分まで		
			時 分から	時 分から		
			時 分まで	時 分まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から	時 分から		
時 分まで			時 分まで			

3. 申請期間及び時間	時 分から 時 分まで
-------------	-------------

4. 介護時間中の育児時間	時 分から 時 分まで
---------------	-------------

5. 備 考	
--------	--

(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、職員の勤務時間、休日、生
 産等に関する条例施行規則第21条に規定する育児時間又は同規則第27条の3第2項に規定
 する子育て部分休暇を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日に
 きり2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲
 で承認すること。

2 該当する口には、印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

第6号様式(第27条の2関係)(表)

(表)

(表)

介護時間承認申請書

(任命権者) _____ 提出年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

職 _____ 所 属 _____

氏 名 _____

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1. 被介護者に関する事項	氏 名 _____		
	続 柄 等 _____		
	年 齢 _____	年 ____ 月 ____ 日生	
2. 被介護者の状態及び具体的な介護の内容			
3. 申請期間及び時間	期 間	時 間	
	年 ____ 月 ____ 日から 年 ____ 月 ____ 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 _____ (_____)	午前 時 ____ 分から 時 ____ 分まで 午後 時 ____ 分から 時 ____ 分まで
	年 ____ 月 ____ 日から 年 ____ 月 ____ 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 _____ (_____)	午前 時 ____ 分から 時 ____ 分まで 午後 時 ____ 分から 時 ____ 分まで
4. 介護時間中の育児時間			
			午前 時 ____ 分から 時 ____ 分まで 午後 時 ____ 分から 時 ____ 分まで
5. 備 考			

(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、職員の勤務時間、休日・体假等に関する条例施行規則第21条に規定する育児時間又は同規則第27条の3第2項に規定する子育て部分体假を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分体假を減じた時間を繰らない範囲内で承認すること。

2 該当する□には、シ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第七号様式及び第八号様式（略）

[illegible]

改正案	現行
第一条から第二十七条の四まで（現行のとおり） （介護休暇） 第二十八条（現行のとおり） 2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。 3 から7まで（現行のとおり） （介護時間） 第二十八条の二（現行のとおり） 2 介護時間の承認は、正規の勤務時間において、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。 3 から7まで（現行のとおり） 第二十八条の三から第三十二条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり） 別記 第一号様式から第五号様式まで（現行のとおり） 第六号様式（第二十八条の二関係）（表）	第一条から第二十七条の四まで（略） （介護休暇） 第二十八条（略） 2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。 3 から7まで（略） （介護時間） 第二十八条の二（略） 2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。 3 から7まで（略） 第二十八条の三から第三十二条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略） 別記 第一号様式から第五号様式まで（略） 第六号様式（第二十八条の二関係）（表）

(裏)

第6号様式(第28条の2関係)(表)

介護時間承認申請書			
(任命権者)		提出年月日 年 月 日	
..... 殿		所 属	
		氏 名	
次のとおり介護時間の承認を申請します。			
1. 被介護者に 関する事項	氏 名		
	姓 名 等		
	年 齢	年 月 日生	
2. 被介護者の状 態及び具体的 な介護の内容			
3. 申請期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで
			時 分から 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで
時 分から 時 分まで			
4. 介護時間中 の育児時間	時 分から 時 分まで		
5. 備 考			
(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間又は同規則第28条の3第2項に規定する子育て部分休暇を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。 2 該当する口には、レ印を記入すること。			

(日本産業規格A列4番)

(裏)

第6号様式(第28条の2関係)(表)

介護時間承認申請書			
(任命権者)		提出年月日 年 月 日	
..... 殿		所 属	
		氏 名	
次のとおり介護時間の承認を申請します。			
1. 被介護者に 関する事項	氏 名		
	姓 名 等		
	年 齢	年 月 日生	
2. 被介護者の状 態及び具体的 な介護の内容			
3. 申請期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 時 分まで
			午後 時 分から 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 時 分まで
午後 時 分から 時 分まで			
4. 介護時間中 の育児時間	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで		
5. 備 考			
(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間又は同規則第28条の3第2項に規定する子育て部分休暇を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。 2 該当する口には、レ印を記入すること。			

(日本産業規格A列4番)

(現行のとおり)

(表)

申請 月日	変更又は取消しを行った日・時間			時間数	承認権者
	区 分	月 日	時 間		
	変 更 取消し		時 分から	時 分から	時間 分
			時 分まで	時 分まで	
			時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	
	変 更 取消し		時 分から	時 分から	時間 分
			時 分まで	時 分まで	
			時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	
	変 更 取消し		時 分から	時 分から	時間 分
			時 分まで	時 分まで	
			時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	
	変 更 取消し		時 分から	時 分から	時間 分
			時 分まで	時 分まで	
			時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	
	変 更 取消し		時 分から	時 分から	時間 分
			時 分まで	時 分まで	
			時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	
	変 更 取消し		時 分から	時 分から	時間 分
			時 分まで	時 分まで	
			時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	
	変 更 取消し		時 分から	時 分から	時間 分
			時 分まで	時 分まで	
			時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	
	変 更 取消し		時 分から	時 分から	時間 分
			時 分まで	時 分まで	
			時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	
	変 更 取消し		時 分から	時 分から	時間 分
			時 分まで	時 分まで	
			時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	

(略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十五条まで（現行のとおり） （介護休暇） 第二十六条（現行のとおり） 2 介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と読み替えるものとする。 第二十七条から第三十七条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）	第一条から第二十五条まで（略） （介護休暇） 第二十六条（略） 2 介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第二項中「<u>正規の勤務時間</u>」とあるのは「<u>申請する職員について定められた勤務時間</u>」と読み替えるものとする。 第二十七条から第三十七条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十五条まで（現行のとおり） （介護休暇） 第二十六条（現行のとおり） 2 介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と読み替えるものとする。 第二十七条から第三十七条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）	第一条から第二十五条まで（略） （介護休暇） 第二十六条（略） 2 介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第二項中「<u>正規の勤務時間</u>」とあるのは「<u>申請する職員について定められた勤務時間</u>」と読み替えるものとする。 第二十七条から第三十七条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十五条まで（現行のとおり） （介護休暇） 第二十六条（現行のとおり） 2 介護休暇については、規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と読み替えるものとする。 第二十七条から第三十七条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）	第一条から第二十五条まで（略） （介護休暇） 第二十六条（略） 2 介護休暇については、規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第二項中「<u>正規の勤務時間</u>」とあるのは「<u>申請する職員について定められた勤務時間</u>」と読み替えるものとする。 第二十七条から第三十七条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成二十七年東京都議会議長訓令第五号) 新旧対照表 (抄)	
改正案	現行
第一条から第二十四条まで (現行のとおり) (介護休暇) 第二十五条 (現行のとおり) 2 介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と読み替えるものとする。 第二十六条から第三十六条まで (現行のとおり) 別表第一から別表第四まで (現行のとおり)	第一条から第二十四条まで (略) (介護休暇) 第二十五条 (略) 2 介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。 第二十六条から第三十六条まで (略) 別表第一から別表第四まで (略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）新旧対照表

所属 企画課 企画管理係
担当 警部補 秋元 大輔
警電 21173

改 正 案	現 行	備 考
1 条から 23 条まで （現行のとおり） （介護休暇） 第 24 条 （現行のとおり） 2 会計年度任用職員の介護休暇については、規則第 27 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「6 月」とあるのは「93 日」と、「通算 180 日」とあるのは「通算 93 日」と、同条第 4 項及び第 5 項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第 6 項中「別記第 4 号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、同条第 7 項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「別記第 5 号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。 第 25 条から第 35 条まで （現行のとおり）	第 1 条から第 23 条まで（略） （介護休暇） 第24条 （略） 2 会計年度任用職員の介護休暇については、規則第27条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは「<u>通算93日</u>」と、<u>同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と</u>、同条第4項及び第5項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第6項中「別記第4号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、同条第7項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「別記第5号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。 第25条から第35条まで （略）	・ 条例施行規則が改正されるため削除

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月23日東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。
令和7年9月 日

東京消防庁
消防総監 市川 博三

次の表により、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(介護休暇) 第25条 [略] 2 介護休暇については、規則第27条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは「通算93日」と、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、規則別記第4号様式中「引き続き6月」とあるのは「引き続き93日」と読み替えるものとする。	(介護休暇) 第25条 [同左] 2 介護休暇については、規則第27条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは「通算93日」と、<u>同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と</u>、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、規則別記第4号様式中「引き続き6月」とあるのは「引き続き93日」と読み替えるものとする。
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線は注記である。	

附 則

- この訓令は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年9月10日から施行する。
- この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第25条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

改正案	現行
第一条から第十八条の二まで（現行のとおり） （介護休暇） 第十八条の三（現行のとおり） 2 時間講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）とあるのは「介護休暇」と、「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と読み替えるものとする。 3 及び 4（現行のとおり） 第十九条から第四十三条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	第一条から第十八条の二まで（略） （介護休暇） 第十八条の三（略） 2 時間講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）とあるのは「介護休暇」と、「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と、同条第二項中「<u>正規の勤務時間</u>」とあるのは「<u>申請する時間講師について定められた勤務時間</u>」と読み替えるものとする。 3 及び 4（略） 第十九条から第四十三条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （介護休暇） 第二十二条（現行のとおり） 2 日勤講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と読み替えるものとする。 3 （現行のとおり） 第二十二条の二から第四十七条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	第一条から第二十一条まで（略） （介護休暇） 第二十二条（略） 2 日勤講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と、「同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。 3 （略） 第二十二条の二から第四十七条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）